

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2015年4月23日 発行者：(団長) 福本道夫

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町3-13-1 FAX(TEL)：042-542-5625

http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：第9次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp)

— 本日の予定 —

10：15 事前集会 (緑町北公園)

10：45 入廷 (地裁 405 号法廷)

11：00 開廷

終了後 裁判所前で報告集会

.....

※集会～地裁敷地に入るまでは、幟を掲げ、原告団の方は、ゼッケンをつけますが、裁判所入口では、これを外します。ご協力ください。

第9次横田基地公害訴訟 第10回法廷の内容は...

1. 被告・国の主張

本日の弁論の中で、被告国は、訴訟進行についての上申書を提出します。その中で、以下の点について、今後主張する予定であることを述べています。

- ①環境庁方式コンター及び環境庁方式による昼間騒音控除後コンターを住宅地図におとした上で、個別原告の居住場所と当該コンターとの関係について
- ②危険への接近の法理に係る原告の主張に対する反論等及び各論
- ③追加提訴原告の住宅防音工事実績に係る準備書面
- ④追加提訴原告の各損害および共通損害の主張に対する反論

また、その他、原告の主張・立証の内容に応じて必要な反論等を行う予定であることを述べます。

(具体的には書面を裁判所と原告側に提出するだけです。)

2. 原告・私たち (弁護団) の主張

(以下は、馬場弁護士にお書きいただきました。)

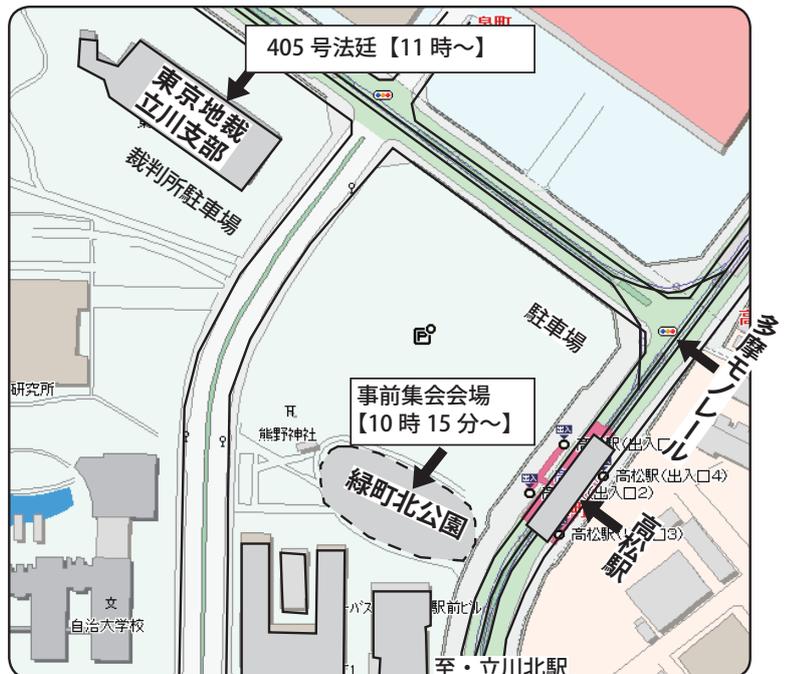
1 今回の準備書面では、防音工事の問題点とその防音工事によって慰謝料を減額すべきではないことを主張いたしました。

防音工事の問題点としては、一つ目として、そもそも防音工事の助成を受けられる条件が厳しく、十分な防音工事が実施できないということ、二つ目として、防音工事が実施されたとしても、十分な防音効果が得られないということがあります。

2 一つ目のそもそも十分な防音工事が実施できないということについてですが、

(1) 被告が提出した住宅防音工事実績一覧表を見ても、原告のうち多くの家で住宅防音工事が実施できていないことが分かります。

その理由は、区域指定や住宅の建築年といった条件・縛りがあるからです。



区域指定によって、本件の場合、八王子の原告は住宅防音工事が実施できていません。

また、建築年については、多くの場合、昭和59年3月31日までに建築された住宅でなくては住宅防音工事の助成を受けることができず、実際、本件原告の中にも建築が昭和59年3月31日以降であったため、防音工事の助成が受けられないという方がいます。

(2) 防音工事の内容自体にも制約があります。

多くの場合、防音工事対象は居室に限定されており、その居室数も限られています。防音工事が実施されない居室があれば、当然、そこでは防音効果は得られませんし、防音工事を実施した居室と防音工事を実施していない居室を閉めきらなければ、防音効果も低減します。

(裏に続く)

(表から続く)

工事内容は窓を中心になされることが多いですが、窓ガラスを防音サッシに替えるだけでは、様々に侵入してくる騒音をどれほど防げるのか疑問です。

(3) このように防音工事の助成自体が受けられない、受けられたとしても工事内容が制約されるという問題点があるのです。

3 二つ目の仮に防音工事が実施されたとしても、十分な防音効果が得られないという問題に移ります。

(1) この点については、原告がどのように実感しているかに耳を傾けるのが一番です。

本件では、原告の多くが、「防音工事をしても全く変わらない」「多少軽減されたようにも感じるが、騒音がなくなるわけではなく、生活に支障がある状態は変わらない」と述べています。かえって、「閉め切って空調をかけると電気代が跳ね上がって大変」「気密空間でかえって音が反響するという面もあり、換気も非常に悪くなる」などの不満が噴出しています。

(2) 訴訟をしている原告だけがそのように述べているのでしょうか。そうではありません。

平成11年の沖縄県調査報告書では、防音工事実施群と非実施群に分類して生活質・環境質調査を比較し、両群で著明な差は認められず、「航空機騒音の影響は防音工事によって緩解される、と一般的に考えられているが、今回の調査結果では、そのような事実が見いだせなかった。この結果は、現行の家屋防音工事が、物理的には一定の効果をもたらしているものの、生活実態としては必ずしも居住者にとって生活環境の改善に十分は寄与していないことを示している。」と結論付けています。その理由として、「家屋防音工事を行なったという、一見家屋全体が防音されているかのような印象を与えるが、実際はその一部の部屋がなされるだけであり、結果的に理想通りには部屋が閉め切られていない上に、電気代の費用負担や換気のことを考えてクーラーを使用せずに生活する世帯が多く、防音工事によって期待されるほど生活実態上は環境改善につながっていない、と考えるのがもっとも妥当である。」と述べられています。

防衛省が平成13年に行なった厚木基地周辺住民に対する調査したところ、防音工事によって十分な効果が得られると回答した者は全体で2%にも満たず、一方で、全く効果がないと回答した者は約20%でした。不満の理由として、「防音工事で騒音が消えるわけではないこと」「テレビや会話の音が妨害されるなど予想していた程防音効果がなかったこと」「住宅全体を防音工事していないこと」「経年により防音建具の機能が低下していること」等が挙げられています。

(3) 原告や基地周辺住民がこのように十分な防音効果を実感できない理由はあります。

理由の一つは、また、そもそも日常生活において防

音工事がなされた密閉された居室の中で人が一日中過ごすことはあり得ないからです。窓を開けて外の新鮮な空気を取り入れるのはごく日常ですし、夏には密閉すると、冷房をかけなければならず、電気代等の問題があります。

理由の二つ目は、基本的に部屋を密閉するという発想に立つのが防音工事ですから、経年劣化による影響は受けやすく、当然、遮音性能が低下するのです。

理由の三つ目は、建物自体が持つ遮音性との関係です。建物自体が遮音性を有するので、防音工事によって防音効果が得られた、すなわち、建物の遮音性に加えてどれだけの防音効果が得られたかは、相対的で効果を実感しにくいと考えられます。

理由の四つ目は、建物、工事内容、騒音の種類によって、防音効果も様々だからです。特に騒音の種類について述べますと、一般的に波長が短いほど、すなわち周波数の高い音ほど、音は回折しにくく、壁等による遮音効果が高くなりますが、逆に低周波音の方が防音効果は低いと言われます。例えば、横田基地で日常的に旋回訓練しているヘリコプターが出す低周波の音は防音効果が得にくいと言えます。

(4) 以上のように原告らが防音効果を実感できないこと、調査結果と合致し、理由も認められるところです。

4 以上のような問題点のある防音工事によって慰謝料を減額するようなことがあってはなりません。

(1) 被告は、環境基準に「屋内で60WECPNL以下とすること」という文言があることを指摘して、環境基準を達成しているかのように主張しますが、これは中間目標として定められたものです。

環境基準は屋外の測定が基本であることを明記しています。いつからか中間目標が達成目標に変わるようなことがあってはなりません。

人は家の中に籠もって生活するわけではないのですから、屋外における騒音をなくすることが抜本的解決であって、環境基準もそう設定しているのです。

(2) 防音工事による慰謝料の減額を認めることは、防音工事の助成等を行なうものの、肝心の屋外における騒音を止めるということは等閑にしている被告の対応を是認することになってしまいます。それは騒音被害の根絶を阻害するものです。

現に被告は、本訴訟で「危険への接近の法理」「昼間控除」「住宅防音工事」等を持ち出し、損害賠償額を減額することに躍起になり、肝心の騒音自体を止ませるということは放置したままです。

長年にわたって、騒音自体を放置している違法性の方こそ重視し、相対的・限定的な効果しかない防音工事によって慰謝料額の減額を認めるようなことがあってはなりません。

以上

◇次回法廷は、6月25日(木)午前11時~です。